

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第9回）要点記録

平成17年4月17日（日）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開会する。

（保護者側自己紹介）

司会 保護者側から話がある。

保護者 連絡事項がある。後ほど文書として正式に出すが、一昨日の臨時総会をもって、対策委員長が交代した。よろしくお願ひしたい。紹介する。

保護者 委員長になったので、今後もよろしくお願ひしたい。特に今までの流れで、スタンス的に何か変わるといふことはなひ。あわせて副委員長についても交代となったので合わせてよろしくお願ひしたい。（副委員長挨拶）

（区側自己紹介）

司会 本日の状況だが、議題を立てられないので、議題の提示をしない。まず第4回の要点記録と検討事項記録について、お互いの確認ができたので、ここでサインの交換をしていただきたい。（サイン交換）

司会 では、進める。前回プロポーザル要領が、一応確認できたという形で、それにあわせて事業者選定委員会の設置要綱についても、同様な扱ひをしたと思うが、その点について保護者から確認があるので、ここで時間がほしい。

事業者選定委員会設置要綱について、部分的に第3条については合意をとるといふ形でまとめたが、全体についてはプロポーザル要領と同様に確認をとった形で話が進んでいると思うが、保護者から事業者選定委員自身がいなひところで、全部保護者と区だけで固めてしまうのはいかなものかといふことで、きょう協議することではないが、再考することを前提にとめてお願ひしたいといふ趣旨だ。

保護者 前回の協議会で案をとった形となっているが、プロポーザル要領を議論した後、自分たちも細部まで詰めていなひところもあった。我々としても一部、第三者が入られるといふことで、選定の仕方・委員会の持ち方等について、見直しのできる余地を残していただきたいといふところだ。

司会 それについていかがか。

部長 見直しの程度によるかと思っている。といふのは、私どもも第三者を入れることによつて、予算執行しななくてはいけなひ部分が出てきて、当然、機関決定をとる必要が生じ、大枠についてはもう機関決定している。条文の解釈でできるところもあるので、私どもとしては、別途それぞれの中で細かいところを定めていくといふことも可能かとは思っている。しかし、大枠そのものも変えてしまう、例えばメンバーの構成を変えるとか、あるいは出席要件とか、議決要件を変えてしまうといふこ

とになると、それは厳しいかと思う。

保護者 具体的なこちらからの要求項目として、第5条3項の中に決定の仕方が書いてあるが、そこに「合議による決議を基本とし」としていただきたい。実際の多数決で決めることはあるかと思うが、基本的には子どものために良いところはどこかという議論を尽くしていただきたいという気持ちを込めて合議による決議を基本とし、という一文だけ入れていただきたいが、どうか。

部長 発言の趣旨はよくわかる。選定委員会要綱は、最初に委員が集まった中で、こういう形で区としては行っていきたいということで、皆さんに示し、ご意見をいただく時間をとるつもりでいる。その際に保護者からいただいた意見については、多分異論がないだろうと思うので、その場で確認する。そういう形でいかがか。

保護者 それで結構だ。

司会 では、選定委員会設置要綱とその内容についての取り扱いは、そういうことで進めていただくということで、よろしくお願ひしたい。

プロポーザル要領については、もう公表されて、次のステージになっている。プロポーザル公募が始まったことによって、いろいろと協議していく内容自体も、順番とかも変わってきていると思うので、プロポーザル以降の流れをどのようにしていくのかということをお区側から話していただきたいと思うが、できるか。

課長 その前にきょうの配付資料で、訂正ができていない部分がある。まず選定基準の案の3の応募資格が、前のままになっている。認可保育所を運営している法人というままなので、これがプロポーザル募集要領で次のいずれの事項も満たす法人ということで、(1)が認可保育所を1園以上含み認証保育所またはそれと同等以上の保育施設を複数運営している法人。(2)が現在運営する認可保育所について、平成17年8月31日までに新たに第三者評価を実施できる法人という形になっている。訂正させていただきたい。申しわけない。

それから、選定委員会の設置要綱の話があった。部長が申したように、私どもも要綱として機関決定している。今、推薦されている有識者3、4名に、私どもがあたっているところだが、1人はオーケーだが、2人が引き受けられないということだ。もう1人は、オーケーだが、土日祝日に予定を入れるのはなかなか苦しいという話だ。そこなどは悩ましい話だが、プレゼンテーションとかは保護者の都合や、保育のことを考えると、一番いいのは土曜日かということで予定している。引き受けないというわけではないが、厳しいという話をいただいている。調整が必要というところだ。そういう状況だ。

保護者 要綱上、3名ということなので、もう1名、私どもから推薦して、この後、文書にて紹介させていただければと思う。

課長 いただき、私どもがまた調整して、あたらせていただく。

司会 資格のところだが、プロポーザルの文章をそのまま持ってくるということか。プロポーザルは参加資格で、こちらが応募資格なのはどうして違うのか。

課長 同じだが、表題の表現の仕方が違うということだ。同じことを言っているので、こちらは参加資格ということで、プロポーザルの2の参加資格というところをそのまま持ってきて記載する方が適切かと思う。

司会 わかった。この先の流れについて説明していただきたい。

課長 現在、プロポーザル募集をしている。手元にスケジュール案を配っているが、4月11日から22日までプロポーザル募集している。本日、施設見学会を開催して、事業者が見学した。5月9日が提案書の提出締め切りである。私ども、きょう17日と、次回が23日なので、選定基準について皆さんと協議して、すりあわせができればと思っている。そうすると、5月10日からの選定の書類審査等にも入っていける。実際には、選定委員会の審査会は、今予定しているのが5月16日に書類審査ということで、それまでに各事業者から上がってきた書類を選定委員に送り、目を通していただいた上でと考えている。

5月21日土曜日に、プレゼンテーションの予定をしている。こちらは光八の保護者も見えていただける形をとりたいと思っている。

それから、予定としては、事業者が実際に運営している保育園を5月24、25、それから27ということで、運営の視察をしたいと考えている。視察の際の現地調査時の評価ポイントだが、1つの例だが、本日配った資料の中に現地調査時の評価ポイントということで、このようなチェックシートを使った調査を考えている。こちらも後ほど、こういう評価ポイントだけでなく、この点も入れた方がいいとか、こういう見方ではない方がいい、というのがあれば、ご意見をいただきたい。

私どもの日程だと、6月15日には選定委員会の審査会を開いて、事業者の選定をしていきたいと考えている。選定をすると事業者と契約をして、事業者は、職員の確保等下準備をした上で引継ぎに入っていくという形になっていく。

1つ言い忘れたが、書類の提出で財務諸表等の決算書類・納税証明書等の書類が事業者から提出されたらすぐに、公認会計士にその審査について委託をする。それで選定委員会に結果を報告してもらおうという形を考えている。

以上が、私どもが今予定している進め方と考えている。

司会 その話を受けて、23日に協議するのかわからないが、事業者選定が始まる前に、ここの場で協議する必要があると思うのは、きょう配られた資料だ。では、その資料についてまず説明を受けるといいことではないか。では、説明願う。

課長 まず、先ほども申した選定基準案で、3番の応募資格のところプロポーザル募集要領と同じ訂正をお願いする。審査項目4については、(1)から(24)、今まで出している審査項目と変わらない。それから、今まで出していた事業者選定の審査方法を審査の段階で足切りとかの考え方があるのかなという話があり、実際の審査方法がどうなのかという話があった。私どもが前に出した資料を、こちらに差しかえていただきたい。というのは、選定委員会の構成等が、私どもの考えていた選定委員会の構成と違ってきた。私どもは、行政だけの選定委員会を当初想定していたので、そこら辺の記述の訂正をした。

事業者選定審査方法(案)ということで、審査対象については、提出された書類・プレゼンテーション内容・選定委員が聞くヒアリングの中身・実際の運営している施設に行ったときの現地調査、というのが審査の対象になる。内容的には、保育園の運営がどうなのか、法人としての経営状況はどうなのか、施設の運営がどう

なのか、自主事業があればその企画提案書でその企画がどのようなものか、それらが審査内容だ。当然選定委員会で審査する形になっている。

採点表については、プロポーザル募集要領の話し合いの中で、選定基準のほうに送り込んだ問題と位置づけたものもあるので、そこのところは現時点での表現にしているので、こういう表現ではないほうがいいという話もあろうかと思うので、これはまた後で協議させていただく。

審査項目の加重は、どの点に加重をするのか、ということを議論いただいて、ここここをという意見があれば、私どもも検討させていただいて、入れ込んでいく。

最低基準の考え方の中に5、4、3、2、1というのは何なのかということで、一般的に極めてすぐれている、すぐれている、十分であるという抽象的な話で、1が一般的に極めて不十分であるということだ。これは各審査項目に1が1つでも採点されれば、委託事業者として審査の対象外にするというのが1つの考え方であると思っている。こういう考え方はどうかという提案である。それから、さらに審査項目の17、18、20、21、22、23、24というのは、皆さんからも重要だと言われていた項目だと思う。17職員配置、18が職員の育成、20が事業者としてのサポート体制、21は経費の見積り、22は法人の決算書等、23が準備委託期間の考え方、24が事業経歴・実績ということで、こちらの方で2がついた場合には、最低基準を満たしていないではないか、これも審査の対象外にするという考え方はどうか、ということである。この2つが最低基準の考え方だ。

裏面については、審査基準表を多少手直しして、(6)障害児保育および発達特性に応じた保育ということで、今までの障害児保育等への取り組みは適切かということのみの項目であったが、保育士の障害児保育の経験が大事ということで、経験に配慮しているかどうかという評価基準の中に入れるという1つの提案だ。

2ページ目の(17)職員配置で、3月19日の協議会のときにも現役保育士の表現について、選定基準の中で表現をしていくということだったが、どう表現するか、なかなか難しい。それからブランクはどうするのか、どこまで見るのかということである。私どもとしては、ブランク1年未満ということで、現役保育士の割合がどのくらいなのかというのが、1つの評価の対象になってくるだろうということで、取り入れたということである。資料のほうは以上である。

それから、先ほど申し上げた実地調査時の評価ポイントは、運営施設を実際に現地に行ったときに、視察時の評価を入れていくというポイントについて、この評価シートを使ったらどうかということをつくっている。以上だ。

司会 どうするか。保護者側は、少し時間をもらい、話し合うか。では、今の提案を受けて保護者側で話をする。では、10分いただく。(休憩)

司会 再会する。では保護者から意見等、願います。

保護者 まず1点、これは要望だが、スケジュールの中に選考委員が現在の光八を視察する場面をつくってほしいというのが1点。それから具体的に書類審査、プレゼン、それから実地の審査ということで言われているが、その中で園長候補へのヒアリングをどのタイミングでするのかを聞かせてほしい。例えばプレゼンテーションの中で、そこには園長候補も同席させるという形にしてそこで聞くのか、もしくは実地

審査のときに園長候補もそこに来てもらって、そこですか、ということだ。そういうところを日程の中に織り込んでいただきたいという希望がある。

課長 今、現在の光八の保育を選定委員に見てもらうことは、私どもで設定して、選定委員の都合がつけばよろしいかと思う。時間的には、選定委員の都合で半日ぐらいられるのか、忙しい方であると2時間ぐらいしかられないという部分があるかもしれないが、それは結構である。それは選定委員の都合と日程調整をさせていただいて実施したいと思う。その調整で本当に全員選定委員全部が本当に来られるかどうかというのが心配なところだ。なかなか皆さん忙しい方である。

保護者 タイミングを例えば3人一緒というのは、なかなか難しいかと思うので、保育課の職員もいろいろ忙しいとは思いますが、ばらばらでも例えば1時間なら1時間とか、Aさんはこの日のこの時間帯、Bさんは、Cさんはこうという形で、何とかそういう時間をつくっていただけのように働きかけをしていただければありがたい。

課長 了解する。そういうことであれば、私も努力したい。あと各事業者の園長候補者に対するヒアリングということで、プレゼンテーションのときに同席をして、そこでいろいろ聞けるのか、それとも現地視察のところに来てもらいそこでという話かと思う。当然、私どもでは基本的にはプレゼンテーションのところで、そういう形をとれば、一番いいかと思っている。

保護者 プレゼンのタイミングまでに園長候補者を決めていない事業者もいるかと思う。そのときのことを考えて、事業者にはプレゼンの日までに連れて来られるか、来られないか、を聞いてもらいたい。連れてこられるのであれば一緒に終わるかと思うが、もしだめだという場合は、今の日程でいけば6月15日が最後の事業者選定になるので、その前までに、必ず園長候補を決めてヒアリングする場面をつくるという形にしていきたい。

課長 プレゼンのときに連れて来られないところもあるかもしれないが、6月15日の審査会の前といえば、先ほど話した現地視察が1つのタイミングなので、プレゼンテーションに連れてこられなければ、現地視察のときにその園に来てもらい、選定委員がヒアリングできる形をつくることになると思う。

保護者 では、ぜひよろしく願います。

司会 ほかにあるか。

保護者 先ほどの選定委員会の第三者委員に集ってもらい、要綱を含め、一たん話されるということであったが、こちらの点数のつけ方、それから実地調査時の評価ポイント、これのほかに園長のヒアリングとか行われるわけだ。まず点数のつけ方について、こちらを見させていただくと、東京都が前の第三者評価の項目に近い内容になっている。現在、プロセス評価ということで、評価の基準が書きかえられようとしているところなので、これについては基準・内容を含め選定委員と点数をつけることを含め話していただきたい。それができるかどうか。

実地調査の評価ポイントは、実際に選定の中でどのような形で生かされるのか、どこのポイントにつくのか、もしくはこれは別の調査項目としてそれぞれを材料として事業者を選定するのか、そのあたりの考えを確認したい。保護者としては、この実地調査で出てくる例えば子どもたちの表情がどうかとか、その場の保育園の醸

し出している雰囲気だとか、選定委員の方は、そういうところからまず印象を受けると思う。とはいえ、点数にしなければならない、そういうものがあると思うが、単純にこの選定の表で、点数で片づくかということ、片づかないところがある。例えばこちらの表に戻ってみると保育の質は高いかと、この1項目だけだ。子どもたちに対して、どういう保育が実際に行われているのか、どのような見方をしているのか、実地調査に関しても、この1項目だけになってしまう。それでは余りにもアンバランスな形ではないかと我々は思うので、この調査項目、選定基準のこの項目と点数のつけ方、それとヒアリングの仕方、そのあたりについて選定委員を集めた最初の段階でいろいろとぜひ話していただきたい。

部長 まず、第三者評価の考え方が今まさに変わろうとしている中で、私どもも第三者評価をベースにして、ある程度整理した部分もあるので、今指摘いただいたことは、十分踏まえて、点数のつけ方を整理する際には参考にしていきたい。

園長のヒアリングについては、当然職員配置のところの上から6番目、(17)の上から6番目に園長・主任の役割については適切かというのがあるが、この中で園長と主任については、プロポーザル募集要領によって条件が決められているので、プロポーザルで判断していきたい。また上から2番目のところにも資格、経験については配慮しているかというのがあるが、これについても当然配慮していく。ヒアリングの結果については、役割を認識しているか、資格・経験、あるいはプロポーザル募集要領に定められた条件が満たされているか、きちんと評点していきたい。

実地調査については、3ページの評価基準の(24)番、既存施設における運営状況のこの項目の中で点数化をしていく。そのためのベースとして評価ポイントというのがあると理解いただきたい。具体的な指摘をいただいたが、子どもの様子である。そのとおりだと私も思っている。チェックリストの4ページ目、3番の子どもの様子というものがあるが、表情が生き生きしているか、保育士に対して親しみを持っているか、服装は清潔か、等々がある。これらのところについて、評点をしていきたいと私どもとしては思っている。

保育内容の質は高いか、という1項目だけということなので、これについてはナンバー3、3ページ目の保育内容のこの中身について十分チェックをして、最終的にはこの審査基準表の保育内容の質は高いか、のところに落とし込む作業をしようと思っているところである。

それから、全体として私どもきょうも含めて皆様の意見をいただきたいと思っていたのは、先ほど課長からも申したように、5、4、3、2、1という評点になっているが、プロポーザル募集要領で、私どもからすると大変高いハードルの設定をして、それを乗り越える提案をしてくる事業者しか受けないということで設定をした。それを考えたときに、この高いハードルを越えてきた事業者に対して、この評点をどう扱うか。とりわけ皆様から強い要請のあった職員配置・障害児の保育の質の維持・保育の安定性や継続性等の問題については、むしろ加重をした方がいいのかどうか。その辺のところをぜひ意見を伺いたい。

また、最低基準の部分については、私どもとしては今までの皆さんとの話し合いの中で、この分は非常に重要だから、要するに2点でもやはりこれは切らざるを得

ないだろう。そのほかについても1がついたものについてはだめだろうと考えていたが、では5人の審査員が1人でもついたらだめなのか。それとも最終的な調整の中で、それこそ先ほどの発言のように、合議の中でそういう扱いをした方がいいのか。その辺のところは最後に私どもとして残っている課題だ。その辺について、ご意見いただければ大変ありがたい。

司会 よろしいか。

保護者 では、逆に言うと今の点数のことだが、例えば各人がつけて、それをどうするかとか、そういうことはまだ具体的なことは決めていないということか。今の1の最低基準の部分だと思うが、1がついたら、2がついたらというのがあったが、1人がつけていたらということなのか、それとも合議でつけるとか、そういうことはまだ具体的に煮詰めていないということか。

部長 煮詰めていないというよりも、区としては、これは選定委員会としての判断という形で出している。それでよければそういう形にさせていただきたいが、とりわけ最低基準の部分については、それぞれの委員がある意味では考え方・ご自身の専門性・経歴・ご自身の知識に基づいて判定するわけだから、当然ある方は1でも、ある方は3だったりするわけだ。だから、その辺について最終的にどう判断するのか。私どもとしては選定委員会としてどうなのかということで、示させていただいている。ただ、区のスタンスはそうだが、それで皆さんはよいのかどうかということについては、ぜひ確認をさせていただきたいということである。

保護者 協議会の中で保護者側と区側で、選定基準や選定委員会の持ち方等について、今こういう話をしているが、残念ながら保護者はこの選定について、全くの素人であり、一応、私たちの意見、最低ラインとしての要望は入れていただきたいという話はあるかと思うが、この選定のプロセス、それから実際の点数の持ち方、そのあたりについて、私たちの気持ちはこの後も幾つか伝えるものの、基本的に選定委員会の第三者委員の意見を聞いていただき、その決定の上、実際のプロセスに入るという形にさせていただいた方がいいかと思う。

保護者 もう1点。今の意見があった背景があるから、おそらくここで、この選定委員会の細目まで決めきって、すんなり選定委員に書類審査から入ってほしいという状況にはならないと思う。そこは多分、区側も同じ考えだと思う。やはり選定に関しては選定委員の意見を最初に聞いて、要綱まで含めて議論をして、選定するのに障害がないような状態にしておきたいと思っている。その意味も含めて、日程的な話、そこら辺も含めて具体的に、きょうの協議を受けて、引き直してもらった方がいい。5月16日に書類審査が入っている内容の多分前の段階で、もう少し選定委員とすり合わせみたいなのもあると思うので、そこら辺を少し要望したいが、いかがか。

部長 今いろいろ話を伺っていて、私どもも第三者、いわゆる有識者を選定委員会に入れるということ、これは当初は想定していなかったわけで、そういう流れの中で、この基準がつくられたことも事実である。ここにきて有識者を3名入れて実施をするのだから、この有識者3名の考え方を選定委員会の中にきちんと位置づけをして、選定の方法も含めて議論していくことは大変必要なことだろうと思っている。その前段を逆に区が勝手に決めてしまうと、選定委員のいわゆる専門性が生かされない

場合もなきにしもあらずだ。

そこで提案だが、プロポーザル募集要領と、選定の考え方、選定基準表、チェックリスト等々については事前に決まり次第、第三者、要するに有識者に送らせていただいて、それを持ち寄っていただいて、日程的にどうなるかわからないが、その間で、もしご意見をいただけるのならば、ファクスなり、メールなりでいただくという手法をとらせていただく。あるいは確認の電話でのやりとりもある。場合によっては直接会って意見をいただく。例えば全員集まってというのは、なかなか難しければ、そういう個別の扱いをさせていただいて、最終的には第1回の選定委員会の中できちんと確認をするという作業をさせていただきたい。

先ほど第1回の選定委員会の中で冒頭この進め方については確認をとる、あるいは先ほどの合議を基本とすることも、第1回の選定委員会に入る前にお互い確認すべき内容と思っているので、整理させていただければと思っている。

委員に対して、区の基本的な考え方、この形で選定の評点をしていきたいというたたき台は出さざるをえないと思っているので、そここのところで意見があればいただき、私どもでまとめたい。その上で基本的には、第三者も入った選定委員会の中で確認し、実質的な選定作業に入っていくという形にさせていただきたい。

保護者　そういう事前の調整みたいなところ、選定委員会と協議会との間の準備会みたいな位置づけだろうと思うが、そういうやりとりというのは、公開になるのか。

部長　全員集まってできればいいが、なかなか難しいと思う。そうした場合の確認は、第1回の選定委員会の冒頭で行うので、もちろん選定委員会自体は非公開だが、どういう形で選定するのか、ということについては、細かいところをどこまで出せるかというのはあるが、基本的には公表する話だと思っている。

保護者　わかった。

保護者　今の部長の話で確認だが、そういうことも含めて、我々の要望なり、考えていただきたいという部分はあると思うが、最終的にはこの選定委員会の方々がいろいろ考えて、選定方法も含めてということだと思う。だから確認だが、選定委員会の委員にある程度の権限を与えるということで、今ここで決められない部分がかかなりあると思う。今、点数と言ったが、その各人に点数つけさせて、例えば多数決で決めて3点にするとか、仮にだが我々がそう決めたとしても、選定委員がそれを納得するかどうか。いやまた別のこういう考えがあるので、逆に言うとそういうことも含めて選定方法とか、そういったもの、選定にかかわることについては、選定委員会に権限を与えるということを確認したいが、どうか。

部長　そもそも選定作業については区が最終的には責任を負うということである。そのために区長が委嘱をして専門家にも参画してもらうのだから、選定方法がどういう形になるにせよ、最終的にどういう選定方法を採用したかということについては、これは区の責任だ。ただ、実際問題として、光八の選定委員会として、どういう選定方法を採用するのかということに関しては、それぞれの委員が話し合って、みんな確認し合ったほうが絶対に合理的だし、いい形での選定ができると私は思っている。ただ時間的な制約があるので、事前に資料を送り、また、たたき台も書かせていただいて、意見もいただき、第1回で確認をしたいと申し上げた。

今、権限の話があったが、選定委員は、選定の大変大きな権限を持っているから、当然選定方法についても、それぞれの考え方は持っているだろう。お三方とも同じ考え方ならば、事務局としては助かるが、なかなかそうもいかない場合もあるかもしれない。そうすると、やはり選定委員会という組織としても、調整というか、最終的な合意、そういう合意手続きというのはどうしてもとらざるを得ない、と思っているので、よろしく願いたい。

保護者 保護者側から要望だ。先ほど部長から今回加重の部分について、ぜひこの場で決めたいと言ったが、正直我々もそこについては大まかにこの辺はという部分は持っているが、決めかねる部分もあるので、これは次回、もしくは時間がなければもう少し早い段階に文書等で伝えさせてほしい。最低基準についても同様だ。

これも保護者からの要望だが、基本的に、点数だけに左右されない形にしてほしい。最後の最後で点数というのは出てくることもあるかとは思いますが、実地調査のときに受けた、往々にして実際に見た園、それから園長ヒアリングで受けた、そういうイメージとここでつけた点数と逆転している場合もあるかもしれない。例えば見た感じとか、園長と会った感じはA事業者のほうがすごくよかったが、点数はBの方がよかった。これはどうするかというところで、点数がBの方がいいからBにするのだというのではなくて、あくまでも選定委員5名の合議といったものを大切にしていきたいというのが、保護者からの希望である。

保護者 選定の基準で、この表で点数だけつけるということではなくて、選定の基準を例えば複数、1つの表、点数のつく表と、ヒアリングの結果や実地調査の結果も含めた三本柱で例えば立てて、それぞれの見方、それぞれの点数で全体を見た上で、今言ったような決定を選定委員の中でしていただければというようなことである。

部長 発言の趣旨はよくわかるので、何とかそれをうまく表現というか、位置づけをしたいと思っているが、私どもあくまでも選定のための審査基準がベースであると思っていて、園長ヒアリングについても、それから実地調査についても、あくまでもそれは傍証というか、個別のチェックリストはあるにせよ、その結果はきちんこの審査基準表に戻して、審査基準表の中で整理をして最終的な判定を下すという形をとりたいと思っていたのだが、今皆さんから、そうではなくて、ヒアリングの比重というのも非常に大きいだろう、また実地調査をして、その後に出てくる評価というのも非常に大きな比重を占めているだろう、とのことだ。この審査基準表と同列にするかどうかは別としても全体の選定の評価をする際には、一定の位置づけをヒアリングと実地調査にも与えてほしいということだろうと受けとめた。

その辺について、最終的には有識者とのやりとりの中で、選定方法については決めさせていただくが、保護者からそういう要請があったことについては、きちんと私どもも受けとめて、私もそれについては、異論はない。そういう形で、もし技術的にそれが可能であり、また全体の選定のあり方として、それが望ましいということであれば、そういう方法をとりたい。ただ、若干技術的なものがあるので、それについては検討させていただいて、区としてのたたき台をつくって、選定委員会に示し、最終的にはそれで各委員に判断いただけるかと思っている。

保護者 技術的な面について、多分選定委員のほうが経験もあるし、実際に選定している

と思うので、可能ではないかと思う。この際だから、しっかり取り入れていただいて、今後も全体としていい形になるようにできればと思う。

司会 この点数表というのは、最終的なのはいつできあがるのか。いつのタイミングでできあがるイメージでいるのか。それは6月15日なのか。

課長 私ども、選定を始める前にはとっているもので、少なくとも今予定をしている5月16日の書類審査の前には、選定委員に審査方法ということで、意見をいただくということであれば、こちらも一定の考え方は示す必要があると思っている。

保護者 今、議論してきた中で、多分私が直感的に考えるに、今こうやって協議会を2時間ずつやっているが、多分そんなレベルで選定委員会もしないとだめだと思う。声をかけてちょこちょこ話をするというイメージでいたら、大変だと思う。5月16日までにそれをすると今発言したので、時間的に厳しい。

司会 僕が聞いたのは、これに最終的に点数がつくのがいつかと聞いている。

課長 点数がつくということなら、違う。

保護者 いや、それもあがるが、選定委員と5月16日までにこの大枠を決めると課長が発言した。協議内容を選定委員と具体的に詰める、要望についても詰めるという課長の思いはわかったから、日程について、こういう日程でこうするからできるということを示していただきたい。選定委員会は、1つの事業みたいなもので、これを行うのにいろいろな準備が必要だとわかってきたので、16日までにそれを終わるといふのであれば、どう考えているのか、具体的に示してほしい。やるという考えだとつらいかと思った。区のほうが、実質、スムーズにできないだろうと言わせてもらっている。そこら辺はきちんと示した方がいいかと思うが、どうか。調整しての話だろうとは思いますが。

課長 私ども16日というスケジュールは、皆様とある程度、選定基準についてすり合わせできたものを選定委員に示して、これをお願いしたいというところのスケジュールなので、今いただいた話をその間どこまでできるかという、そのスケジュールリングがまだできていない。私どもの思いとしては、こういう選考期間を考えていたので、そういう話であれば、それまでに、どういう形でできるのかを練らなければいけないと思っている。選定委員の日程調整も出てくると思っている。

保護者 私たちが危惧しているのは、最後が決まっているから、いろいろなところに手間取って、結局審査がなおざりになったということだけである。その部分をしっかり今のうちから先手を引いてやってほしいという話だ。できれば、次回23日あたりに具体的にこういうすり合わせをして、こういうことを決めるからという内容まで示していただけるとわかりやすい。

課長 では、次回23日に私どもで、選定委員にどうあたるかということについて、出せるものは出したいと思っている。

司会 よろしいか、それで。

部長 23日に出したいと思う。加重・最低基準については次回出していただけということだが、大体の考え方だけでも示していただければ、23日にこちらから示す内容に入れ込みをさせてもらえれば、ありがたい。できたらで、結構だ。

司会 どうか。大丈夫なようなので、調整してみしてほしい。それで、課長、さっきの僕

の質問についてだが、結局これ点数がつききるのは、いつか。

課長 この予定だと、最終的に6月15日だ。選定委員会の中でどうするかということもあるが、私どもの予定では6月15日が予定事業者を選定するという選定委員会なので、遅くともその時点までにはついていることになる。

司会 わかった。ほかに何かあるか。

保護者 非常に細かい話だが、例えば選定基準、5段階でざっとあるが、例えば新たな視点を選定委員から言われて、つけ加えるということも当然あるわけだ。プロポーザルの中でも、私たちから障害児関連のところを最後につけ加えさせてもらったものだから、新たな声が出た場合には、つけ加えるというスタンスは大丈夫か。

課長 当然、選定基準で、こういうところが足りないという話が専門家からあることも想定できるので、それは皆さんがそうだという話になれば、入れ込む話に当然なってくる。それは選定委員会の皆さんの中の合議でという形になると思う。

保護者 わかった。

司会 選定過程は、どの程度まで報告してもらえるのか。始まったら、保護者に一切報告がないのかどうなのかという話だ。実際動き出したら、どんなイメージか。

課長 本当なら、選定については選定委員に任せたので、それを見守るところはあると思う。プレゼンテーション自体は光八の保護者も見ていただくこともあるから、そこで傍聴していただける方にはわかるかと思う。あとはこういう日程で、こういう活動をされて、今それぞれ選定行為に入っているということで、どこがどうなのかという細かい中身の話を報告する話には、ならないかと思う。

司会 例えばこの日付で見たら5月16日に第1回の選定審査会をやったというような報告ぐらいは欲しい。

部長 中身ではなくて、どういう項目をこの日に行ったということは、報告したい。正直申し上げて、私もこの経験はあるが、選考過程というのは、いろんなことを言われる。多分、プレゼンテーション・実地調査が終わったくらいになると、どうも特定の業者に決まったようだというまずうわさが流れる。それに対して問い合わせが、私どもにある。どうなのかと、こう聞いたが本当か。いろいろな業者からまず来るし、保護者からも来るだろう。それに対していちいち答えていると、またそれで私どもがどう言った、ああ言ったという話になるので、選定期間の情報管理が、非常に重要だと思っているし、慎重に行わなければいけないと思っている。特に今はインターネットの時代だから、どのように書かれても、こちらからそれに対してきちんとした反応がなかなかでき得ない部分があるので、そういう意味では情報をどこまで流すべきなのかということに関しては、どうしても慎重にならざるを得ないということも、ご理解をいただきたい。

いずれにしても、第三者である有識者に入っていていただいて選定するということから、そういう中で非公開ではあるが、その中身については適正に行われているという前提で考えていただければと思っている。

ただ、選定を終わった段階では、当然どういうプロセスで、どういう形でこの事業者が選定されたかということについては、これはもちろん公にしなければいけないことだから、当然、公にしていく。選定期間中は、私どもが公に区民に、あるい

は保護者にお知らせする内容については、慎重にならざるを得ないということだけは、理解いただきたい。

司会 とりあえず、この日にこれをやったという事実関係の報告があるわけだ。

保護者 その部分、私たちの意見は、できるだけわかるようにしてくれというのもあるが、今、部長が言った立場もあるだろう。もう一つ、やはり選定委員としての立場、あと願いというのもあると思うので、選定委員の気持ちがどうなのか、そういう部分も話していただけると考えてよいか。

部長 実は選定委員会の公表、あるいは公開という問題点は非常に大きな問題で、恐らく各委員の考え方が違うだろうと思う。行政は行政で考え方があるから、今申したことについても、まず前提として確認をし合わなければならない結構大きな問題かと思う。というのは、例えば選定委員の名前の公表もいいのかというのが、実はある。私ども区長の委嘱に基づく選定委員については公表をしなければならないとなっている。議会に対して、これをできないとは言えない。だから、これは公表するというスタンスで、選定委員には話さざるを得ない。いや、それは困る、適正な選定のためには、選定委員がだれなのかも秘すべきだという考え方の人も中にはいるので、そうした場合にどうするかというのは、やはり我々としても考えなければならないが、基本的には選定委員の名前については、名前と経歴については、経歴は本人の承諾を得た範囲だが、一定程度公表せざるを得ないかと思っている。

それから、委員会の審議過程については、区としては非公開ということで、先ほどから申ししている。これについても委員に確認をとらせていただきたい。それから議事録、あるいは最終的に選定が終わったときも、実は私簡単に今選定された事業者の情報は流すと言ったが、全部流すべきなのか、あるいは落ちた事業者は全部丸秘でいいのかどうかということも含めて、大変厄介な問題があり、指定管理者制度の中でも、各自治体によっては違ったりして、大変厄介な課題である。それらについても、当然前提として確認をし合わなければならない事項だと認識している。

司会 特定の個人名や企業名を抜いた形での要点記録みたいなものというのは、最終的に終わった後には、出してもらえるということか。

部長 選定委員会は基本的に非公開だ。なぜ非公開かということ、あくまでも自分の専門性と、経験と自分自身の判断力だけに束縛されるということだ。そのために公開をしない中で選定するのが基本的な考え方である。したがって、選定のプロセスを出すことによって、だれがどう言ったということはもちろん伏せるが、それがまた逆に表に出てしまうことが、要するにどういうプロセスでこうなった、それに対して、その判断は正しかったのかどうかという別な評価がそこに加わってしまうということがある。選定委員会という組織を設けて今回選定をすることに対する、また別の評価が加わってしまうと、行政として、その選定の手続きが成り立っていかない。

ただ、一方では、選定の公平性・透明性ということも求められている。その辺の兼ね合いをどう探っていくかということについては、まだ手探りの部分もあるし、一定の区の考え方はある。だから、そのパターンは示させていただくが、選定委員の考え方も当然あるわけだから、先ほど申したように、それについても前提として確認をした上で進めたいと思っている。

保護者 我々の話したこと、部長から返ってきたこと、結局、選定委員がどのような考え方をするか、それを確認するという形が多く出てきた。だから、事前の準備をかなり入念にしておいた方がいいのではないか。つまり我々の協議会が、今回このプロポーザル前で時間がないということで、なぜかプロポーザルも日程が決まっていたから、それに合わせるために、週一という厳しいスケジュールで対応してきた。これは我々保護者・子どもたちの問題だから、それを受けることがやむなしということやってきた。しかし、今度は選定委員だ。それぞれ忙しいだろうし、複数いて、日程調整の確認、我々が応じたような無理は期待できないと思う。皆さん自分の仕事があるだろう。だから、その辺を含めた上でスケジュールをきちんとうたっていたかないと、後で厳しくなるだろう。5月16日に書類審査を始めるのであれば、その前までにいろいろ確認することはかなり出てきたと思うから、それをきちんと事前にやっておかないと、5月16日から出発できるか、ということもあると思う。選定委員次第ということも大きいだろうが、重ねて指摘する。

司会 準備万端で向かってほしいということだ。他にないか。

保護者 先ほど、選定委員会の中での議論について、基本は非公開、それから結果についても非常に微妙な問題を含んでいるという発言を部長から頂いた。結果として出てきたものに対する透明性・公平性をある程度確認できる形で、やはり情報公開されるべきと思う。事業者の特定されるような情報は出さないにしろ、その選定の結果について、ある程度やはりお願いしたい。

部長 選定事業者が他と比べて、どういう点数で選ばれて、なぜ選ばれたのか。他の事業者は、事業者名を伏せるが、どういう点数だったのか、とかについては当然、終わった後は、議会に報告しなければならないので、当然、皆さんにも報告する。

司会 よいか。では、次回のことについて話さなくてはいけないと思うが、その前に、合意事項を確認する。ホワイトボードを使って合意事項について確認し合う。そこがそのまま検討事項記録になるような形でまとめる。では、保護者から合意の認識があるものを列挙してもらおう。

保護者 まず、選考委員による光八の現状視察のタイミングだ。それを日程に織り込む。

司会 それは、区側はそれで間違いないか。（了承）

保護者 それから園長候補者へのヒアリングについて、第1としてはプレゼンのタイミング、もし、そこに間に合わない場合は、現地視察のタイミングで、必ず行う。

司会 区側は、よろしいか。

課長 プレゼンのときが一番適当だ。次のタイミングとしては、現地視察ということだが、園長候補者の日程とかもあるので、別途、日にちが設定できるのであれば、このタイミング以外でも構わないか。

保護者 我々は最終決定の前までに、必ずやってほしいという意味だ。

司会 園長候補者との面接は最終決定前に行う。これで、双方とも合意でよいか。（双方了解）

司会 では、これも合意ということにする。以上か。そのほか何かあるか。選定過程の報告は合意までは至っていない。

保護者 選定委員会設置要綱の中で、第5条会議について、文言は変えないにせよ、合議

による決議を基本とするということを運用の中で代用するという事はよいか。

課長 先ほど申したように結構だ。

(表現方法について単発的な会話となるので一部省略し、最終案から表記)

司会 要綱第5条3項に現在うたっていないが、「合議による議決を基本とする」部分を選定委員に確認し、運用の中で反映する。これでいいか。(双方了解)

司会 では、この文章で合意ということだ。

保護者 もろもろの今出されている審査方法、事業者選定審査方法案だとか、またこの中の審査内容、評価基準、審査の項目、その中身と実地調査等の評価ポイント、実地調査、ヒアリングの位置づけ等について、区としてのたたき台を選定委員に示し、委員の意見も十分反映させた上で、選定基準等々について確定していく。

保護者 前の段階で選定委員との議論も踏まえた上で、選定基準について固めてほしい、区も固めるといったことを言っている。

司会 というのはどうか。区側はこれが合意事項という形になるか。

部長 4番だが、「結果だけによらず」はいい。実地調査時の評価ポイント、園長候補者のヒアリングなどの結果を反映し、そこで1回切れているので、このままだと反映することまでは絶対やってほしいという意味になる。選定委員との議論を踏まえ、審査方法・審査基準を決定するとなっているので、反映の方法についても実地調査の評価ポイントや園長候補ヒアリングなどの結果反映のあり方の議論の中で確認するというのが、先ほどの考え方だと思うので、もしできたら、4番、選定審査については一律に選定基準表の結果だけによらず、選定委員との議論も踏まえ審査方法、審査基準を決定するとしていただければ、ありがたい。

それから区としては、あくまでも私どもの考えているたたき台をベースにせざるを得ない。これは別に文章化しなくてもいいが、それだけはこの場で確認をさせていただきたい。というのは、白紙の段階ですということではなくて、あくまでも区の考え方を示した上で、それに対して意見をいただき、また確認をするという手続きをとらせてほしい。細かいことを今、分けて書いてもらい、これはこれで結構だが、そういう位置づけにしていただければありがたい。

(表現方法について単発的な会話となるので一部省略し、司会提案から表記)

司会 もうそろそろ時間なので、この文章については、区側から検討事項記録を出してもらい、保護者のほうで、交渉して、煮詰めるということによいか。

(双方了解)

司会 いいか。では、ほかにあるか。

保護者 確認項目で1点、スケジュールで出してもらおうことがある。選定前から選定までのスケジュールだ。

司会 流れを示してほしい。選定した後の今後どういうところを話していかなくてはいけないのか。また、どういうふうに話していくのかということも、次回でなくてもいいが、提案してもらいたい。

保護者 あと次回の部分で、保護者の希望する部分での加重ポイントだ。それから、最低基準の項目についてだ。それと追加項目がもしあれば、そこについて、我々で事前に話し合えるようにしておく。

司会 ほかに何かあるか。区のほうから次回確認しなくてはいけないことは、これ以外にあるか。次回確認項目は、これでいいということで、認識はよいか。(了解)

保護者 保護者側は、選定委員の推薦をそれまでにはしておく。

課長 スケジュールの話があった。私ども、選定委員がまず決まり、日程調整ができて、具体的なスケジュールを示すことになる。早くあたれるような形でお願いできればと思う。名前がいただければ、すぐあたる。ただ、相手の都合によって、なかなか連絡がつかない場合も出てくるので、その辺がなかなか厳しいところだ。

司会 とにかく、なるべく早くということで、双方努力するということだ。

保護者 この後、すぐ出せる。

司会 では、ほかにはないか。なければ、日程を確認したい。今までの話からすると、23日か24日にはやらないと間に合わないか。それとも30日でも間に合うか。

保護者 次の日程、23日、土曜日でどうか。

司会 申し訳ないが、私は出られない。23日とすると場所はどこか。

区側委員 場所がとれなくて、3時からの部屋の利用になる。旭町南地区区民館だ。

司会 南地区区民館で3時から。

区側委員 準備があるので3時半からという形になる。

保護者 3時半から1時間か。

区側委員 6時半までの利用だ。後片づけを考えると6時まで。保育はお願いする。

司会 では、3時半から5時半の日程で、4月23日土曜日、旭町南地区区民館の会議室。そこで第10回の協議会となる。

(双方了解)

司会 何かほかに変動事項とかあるか。

(双方ともなし)

司会 第9回協議会をこれで終了する。